**平成２４年（フ）第１５９号**
愛媛県伊予市米湊687―１　イズミビル205、住民票上の住所広島市安佐南区安東１丁目３番６号
債務者　南谷　英樹
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１９５号**
広島市西区己斐中３丁目12番10―101号　己斐ふじハイツアパート９―101
債務者　盛本　隆廣
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１６号**
愛媛県西条市周布298番地６
債務者　仲渡　良枝
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第１８号**
愛媛県新居浜市泉宮町３番2063号
債務者　藤田　幸代
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第２６号**
愛媛県四国中央市川之江町2348番地１　メゾン新珠ＮＯ．２―205号、前住所愛媛県西条市飯岡1971番地
債務者　長野真由美（旧姓菅）
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第３４号**
愛媛県新居浜市大生院913番地の９
債務者　髙田　吉孝
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第３５号**
愛媛県新居浜市大生院157番地の７、前住所愛媛県新居浜市大生院913番地の９
債務者　髙橋　照枝（旧姓高田）
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第３６号**
愛媛県新居浜市岸の上町２丁目４番17号
債務者　福本美智子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第３８号**
愛媛県西条市小松町妙口甲710番地４
債務者　日野　清信
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第３９号**
愛媛県西条市小松町妙口甲710番地４
債務者　日野　知子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２３年（フ）第４４号**
高知市介良乙998番地17　コーポフジ206
債務者　津野　壽子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２４年（フ）第７号**
高知県安芸市伊尾木695番地
債務者　安岡　良太
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

**平成２４年（フ）第１１号**
福岡県宮若市本城1682番地７
債務者　高岡　敬司
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２４年（フ）第１６号**
福岡県直方市大字頓野2104番地11
債務者　平林　　巴
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２４年（フ）第３１号**
福岡県田川郡添田町大字添田3371、住民票上の住所福岡県田川郡添田町大字庄966番地の１
債務者　宮近　美佐
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２４年（フ）第９５号**
大分県別府市幸町３番10号　コーポ辰美301号
債務者　寺司　祥子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第６０号**
鹿児島県鹿児島市田上６丁目29番19号
債務者　外山　幸雄
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係